

平成 31 年度

小牧市下水道事業会計予算書

小牧市議会議案第38号

平成31年度小牧市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度小牧市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	47,200 戸
(2) 年間総排水量	17,025,000 m ³
(3) 1日平均排水量	46,516 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠整備事業	987,629 千円
雨水施設整備事業	91,200 千円
農業集落排水施設整備事業	44,831 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,039,017 千円
第1項 営業収益		1,388,178 千円
第2項 営業外収益		1,650,819 千円
第3項 特別利益		20 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,039,017 千円
第1項 営業費用		2,799,609 千円
第2項 営業外費用		203,419 千円
第3項 特別損失		35,489 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 386,114 千円は、当年度分損益勘定留保資金 380,186 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,928 千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	1,530,477 千円
第1項	企業債	327,700 千円
第2項	負担金	77,997 千円
第3項	出資金	842,658 千円
第4項	他会計負担金	79,121 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	補助金	203,000 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,916,591 千円
第1項	建設改良費	1,162,906 千円
第2項	企業債償還金	753,635 千円
第3項	過年度返還金	50 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 243,216 千円及び 522,903 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
水洗化改造資金利子補給	平成31年度から 平成34年度まで	178
公共柵等設置事業	平成31年度から 平成32年度まで	10,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 288,500	証書借入 又は 証券発行	%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
流域下水道事業	39,200			
計	327,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

156,502千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、365,555千円である。

平成31年2月26日提出

小牧市長 山下 史守朗